

ID: 1914

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 処分の概要        | 地域脱炭素化促進事業計画の認定            |
| 法令名称<br>根拠条項 | 地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の2第3項 |
| 法令番号         | 平成10年法律第117号               |

**【根拠条文】**  
 (地域脱炭素化促進事業計画の認定)  
 第22条の2 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体  
 実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を  
 経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該  
 地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画(以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。)を  
 作成し、地方公共団体実行計画(第21条第5項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以  
 下この条において同じ。)を策定した市町村(以下「計画策定市町村」という。)の認定を申  
 請することができる。

2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 地域脱炭素化促進事業の目標(温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含  
 む。)
- (3) 地域脱炭素化促進事業の実施期間
- (4) 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素  
 化促進施設の整備の内容
- (5) 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- (6) 第4号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の  
 範囲
- (7) 第4号の整備及び第5号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (8) 第4号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
  - イ 地域の環境の保全のための取組
  - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- (9) その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項

3 計画策定市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る地域脱  
 炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定を  
 するものとする。

- (1) 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであるこ  
 と。
- (2) 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実  
 施されると見込まれるものであること。
- (3) その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合す  
 るものであること。

**【基準】**  
 根拠条文並びに地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の  
 認定等に関する省令第5条及び第6条の規定による。

(地域脱炭素化促進事業計画の認定基準)

第5条 法第22条の2第3項第2号の地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。
- (2) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。
- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。

第6条 法第22条の2第3項第3号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置(当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。)その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。
- (2) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第4条第1号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が20キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。
- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。
- (4) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。
- (5) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。
- (6) 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

|           |           |         |          |
|-----------|-----------|---------|----------|
| 標準処理期間    | 30日       |         |          |
| 備考        |           |         |          |
| 設 定 年 月 日 | 令和4年10月1日 | 最終変更年月日 | 令和5年4月1日 |